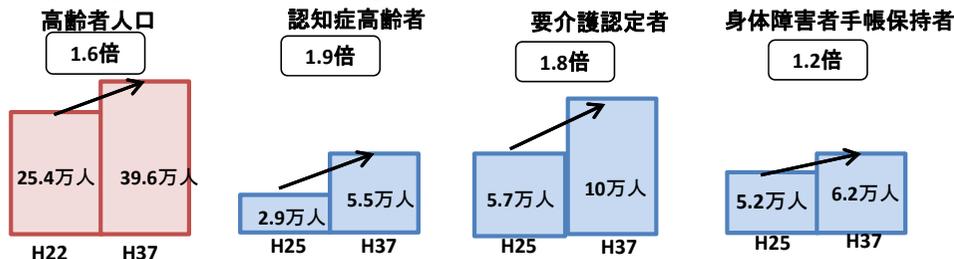


福岡市保健福祉総合計画策定の趣旨

超高齢社会を迎えるにあたり、「持続可能で生活の質の高いまち」を構築し、また、「10年後の将来に向けたあるべき姿」を達成するため、今後の道筋を示すもの

- 基本理念：市民が自立し、かつ相互に連携して支え合うという精神のもとに、高齢者や障がいのある人をはじめすべての市民が一人の人間として尊重され、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるハード・ソフト両面に調和のとれた健康福祉のまちづくり
- 計画期間：平成28年度～平成32年度

1. 福岡市が迎える主な社会構造の変化



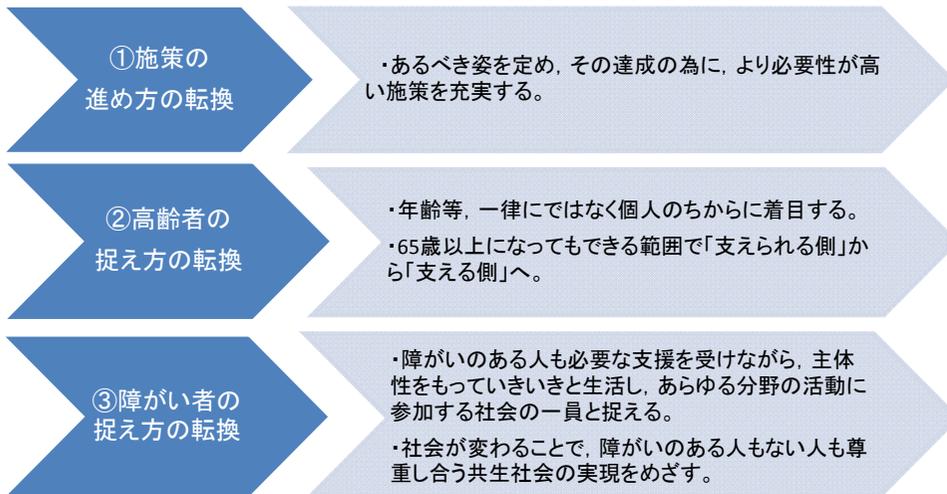
2. 10年後のあるべき姿(2025年を見据えた目標像)

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、病気になったり介護が必要になっても、地域において、医療や介護、生活支援などが一体的に切れ目なく提供される「地域包括ケア」の実現に取り組むとともに、本計画を実行することでめざす姿を「10年後のあるべき姿」として掲げる。

- ① 生涯現役社会
 - ・健康寿命の延伸に取り組み、高齢になっても地域で活躍できる社会
- ② 「地域の力」・「民間の力」が引き出される社会
 - ・地域課題の解決に向けて、地域・民間企業がそれぞれの特色を生かし、社会貢献を行う社会
- ③ 福祉におけるアジアのモデルとなる社会
 - ・支援が必要な誰もが安心して暮らしていける社会づくりを進め、アジアの国々のモデルとなる社会

3. 政策転換(新たな発想による政策の推進)

超高齢社会の到来に備え、10年後のあるべき姿を明確化し、その実現に向けた推進施策の方向性を定め、「選択と集中」によって、市民にとって必要度の高い施策へと転換を図るもの。



4. 施策の方向性と推進施策

政策転換により、本計画で取り組む「施策の方向性」を定め、代表的な施策を「推進施策」として掲げる。

施策の方向性

- ① 自立の促進と支援
 - 社会参加活動や健康づくり活動などに取り組めるように、社会全体で支援する
- ② 地域で生活できる仕組みづくり
 - 住民同士が助け合い・支え合い活動に参加できる仕組みづくりを進める
- ③ 安全・安心のための社会環境整備
 - バリアフリー化の推進など、安全・安心な生活を送るための社会環境を整備する

推進施策

- ① 社会参加活動の支援
- ② 健康づくり・介護予防
- ③ 相談体制の充実と自立の支援
- ④ 差別解消
- ⑤ 権利擁護
- ⑥ 地域での支え合い
- ⑦ 認知症への対応
- ⑧ 障がい特性等に配慮した総合的な支援
- ⑨ 人材育成
- ⑩ 公共施設・公共交通機関の整備
- ⑪ 誰もが住みやすい居住環境の整備
- ⑫ ICT(情報通信技術)等の利活用
- ⑬ 医療体制、健康危機管理体制の充実及び生活環境の向上
- ⑭ 持続可能な社会保障制度の維持

5. 成果指標

計画全体を一体的に評価していくため、総論の成果指標を設けるとともに、それを上位概念とする各論の成果指標を分野別計画に定める。
なお、進行管理は成果に係る数値データを示し、効果的・効率的な改善につながる評価を行う。

施策の方向性	成果指標(上位概念)	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
自立の支援と促進	健康寿命の延伸	男性 70.38歳 女性 71.93歳 (平成22年度)	1歳以上延伸
地域で生活できる仕組みづくり	地域での暮らしやすさ (高齢者・地域での支え合いにより、子育て家庭や高齢者が暮らしやすいまちだと感じる市民の割合) (障がい者・障がいのある人が暮らしやすいまちだと感じている市民の割合)	高齢者 37.3% 障がい者 34.3%	高齢者 58% 障がい者 57%
安全・安心のための社会環境整備	安全・安心のための社会環境整備ができていていると感じている市民の割合	新設のため現状値なし (平成28年度調査)	上昇

健康・医療分野

【基本目標】

1. 健康づくりの推進
2. 医療環境の整備
3. 健康で安全な暮らしの確保

○認知症・ロコモ予防の重点化

生活習慣の改善から始める認知症・ロコモティブシンドローム(運動器症候群)の予防に関する取組みを、**高齢期前から重点的に実施**することを検討する。
科学的根拠に基づいた保健指導ツールなどを活用し、50、60歳代の市民の主体的な取組みを促進する。

≪保健指導ツールの例≫ ※イメージ



【健康みらい予報】
 九州大学が実施した久山町研究のデータに基づき、健診結果を入力すると、将来の糖尿病発症リスク等を表示できるシステム

○地域や職場での健康づくりの強化

市全体での健康づくりの気運を醸成するため、地域や職場での取組みに対する支援を強化する。
 ・地域の特性に合わせた健康づくりや健(検)診を受診しやすい環境の整備を進める。
 ・職場での健康づくりに積極的に取り組む企業や団体を増やすための取組みを検討する。

○在宅医療・介護の連携

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護が一体的に切れ目なく提供される体制づくりを行う。

○感染症対策の推進

感染症の発生及びまん延を防止するため、市民への正しい知識の普及啓発、発生動向等の情報提供の充実を図る。
 感染症が発生した場合には、適切な防疫活動を行い、感染拡大の防止に努める。



市全体で「健康づくり」

地域分野

【基本目標】

1. 地域の絆づくり
2. 活動団体への支援と連携
3. 支え合い・助け合い活動の推進
4. 人づくりと拠点づくり
5. 自立した生活のための環境づくり

○絆づくりの推進

「**地域カフェ**」の拡大など、住民相互の顔の見える関係づくりを推進するとともに、身近で、楽しく、魅力ある活動が行われるよう、**地域団体による様々な活動を支援**する。

○社会福祉法人・NPO・企業等への支援と連携

社会福祉法人が行う地域福祉・社会福祉の向上に向けた活動を支援する。

企業等の地域参加を促進する仕組みを検討するとともに、セミナー等を開催し、**企業と地域など関係者間の出会いや繋ぐ場を提供**する。



ふれあいサロンの様子

○ふれあいサロン・ふれあいネットワークの充実

地域において支援を要する人々に関する情報交換と日常的な見守り活動ができるよう**ふれあいネットワークの拡充**や、**活動の充実**に向けて、支援の方策を検討する。

ふれあいサロンの拡充や、**より効果的な展開に向けて支援**の方策を検討する。

○ICT(情報通信技術)の利活用

見守りや認知症施策等に、**地域での支え合い・助け合い活動にICTを取り入れる**など、新たな手法の導入により、効果的・効率的な事業へ向け見直しを図り、活動者の負担軽減を図る。



○ユニバーサルデザインの理念による地域づくり

「福岡市バリアフリー基本計画」にもとづき、**公共交通や住宅のバリアフリー化**など、誰もが暮らしやすい環境整備を推進する。

歩道のバリアフリー化等に加え、バス停や公園などで休憩できる、**ベンチ等の設置**の拡充について検討する。



高齢者分野

【基本目標】

1. いきいきとしたシニアライフの実現
2. 安心して暮らせるための生活基盤づくり
3. 認知症施策の推進
4. 介護保険サービスの適切な利用の推進と円滑な制度運営
5. 高齢者総合支援体制づくり

意欲や能力に応じて「支える側」として活躍する人を応援する持続可能な制度や仕組みの創設や「配る福祉」から「支える福祉」に向け、既存施策の再構築

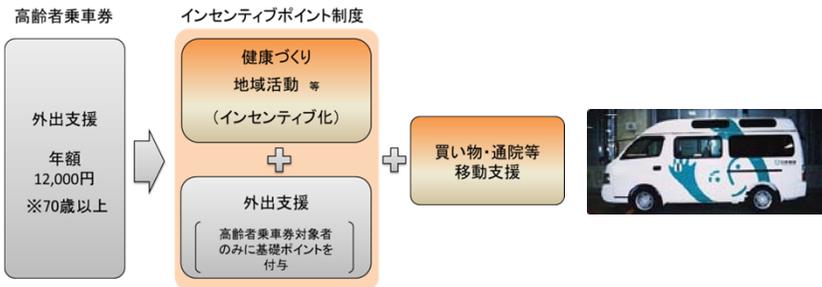
○健康づくり等のインセンティブポイント制度の検討

健康づくりや地域活動への参加促進に向け、**高齢者一人ひとりの取組みや、地域における取組みを応援**するインセンティブ制度の創設について検討する。

○高齢者・障がい者の移動支援に取り組む地域団体等への車両貸出などの検討

買い物や通院が困難な高齢者に対して、**地域での取組みを応援**するなどの新たな移動支援策の実施を検討する。

～再構築のポイント～



○老人福祉センターの機能転換

健康づくり・介護予防に加え、創業・就業などシニアの積極的な活動支援に向けた機能に転換する。

○認知症の初期集中支援

認知症が疑われる人の自宅を訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行い、適切な医療・介護サービスに繋げていく体制をつくる。

○介護人材の確保

合同就職面談会や技術研修を開催するなど、介護人材の就労を支援する事業や事業所への定着を支援する取組みを進めるとともに、介護人材のすそ野を拡げるための取組みを検討する。

障がい者分野

【基本目標】

1. 地域で安心して生活するための支援の充実
2. 就労支援・社会参加支援の充実
3. 障がいに対する理解の促進
4. 権利擁護の推進
5. 差別解消のための施策の推進
6. 障がいのある子どもへの支援の充実

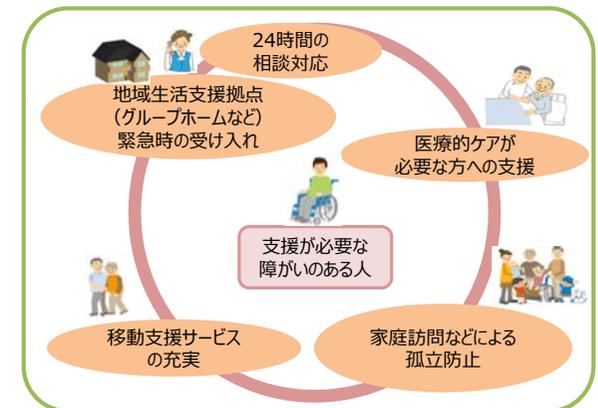
○高齢障がい者及び「親なき後」の地域での生活を見据えた総合的な支援

地域で生活を継続できるよう、在宅サービス、グループホーム、外出・移動などの支援の充実を図るとともに、相談、緊急時の受け入れ・対応、地域の支援体制づくりなど、**障がいの重度化、高齢化や、「親なき後」の生活の安心も見据えた総合的な支援**を検討する。

・24時間対応の相談、緊急時預かり等の拠点を各区に整備

・家庭訪問等、見守り体制を検討

・短期入所へのヘルパー同行など医療的ケアが必要な重度障がい者への支援の充実



○社会参加支援の充実

障がいのある人が、**必要な支援を受けながら様々な分野の活動に参加**できるよう、**障がい特性に配慮した支援や移動支援施策を推進**し、社会参加を促進する。

・発達障がい児・者への支援の構築
ライフステージを通した一貫した支援を構築し、発達障がい者の引きこもり、行動障害など(二次障害)の防止と社会参加を促進

・就労支援の充実
企業と密に連絡を取り合い、信頼性を高めることで、職場実習の受入先を拡大

・移動支援施策の推進・再構築
障害者総合支援法に基づく「移動支援サービス」の内容の充実や、公共交通機関料金助成(福祉乗車券・福祉乗車証)などの制度のあり方を検証し、わかりやすく使いやすい制度へ再編

